

訪問介護重要事項説明書

<令和7年 4 月 1 日 時点 >

1. 利用者（被保険者）

要介護認定区分	要介護度（ ）
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

2. 事業所（ステーション）の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	芦屋町社協ヘルパーステーション	
所在地	福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22	
管理者の氏名	小柳 幸枝	
電話番号	093-222-2888	
FAX番号	093-222-2885	
サービス（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域	
・訪問介護（4074900020号）	芦屋町・水巻町・遠賀町・岡垣町・八幡西区浅川・八幡西区藤原・八幡西区日吉台・若松区花野路・若松区青葉台・若松高須・若松区大鳥居	

(2) 事業所の職員体制

管理者	1人
サービス提供責任者	2人以上
訪問介護員	3人以上
事務員	1人

(3) 営業時間帯

営業日	営業時間帯
平日	8:30 ~ 17:15
土曜日	8:30 ~ 17:15

営業しない日	日曜日 ・ 12月31日～1月3日
--------	-------------------

サービス提供日及びサービス提供時間に関しては相談に応じます。

3. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

要介護状況にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. サービスの内容及び変更

(1) サービス内容は別添1を参照

(2) サービスの変更

お客様の都合によりサービス日時の変更、中止の場合、中止料を頂きます。但し、利用者の急病、体調不良など緊急やむおえない場合は除きます。

利用予定日の前日（営業時間内 17:15 迄）に申しですが、あった場合	1,000 円
利用当日に申しですが、あった場合	2,000 円

※ 連絡先 芦屋町社協ヘルパーステーション 093-222-2888

5. ホームヘルパーの禁止事項

- * 医療行為
- * ご利用者もしくは家族からの買い物以外の金銭、預金通帳、証書、重要書類等の預かり。
- * 利用者もしくはご家族からの物品、飲食の授受。

6. 契約者負担金

(1) 契約者負担金

別添1のとおり。

(2) 契約者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の契約者負担金の請求に明細を付して、翌月 日までに契約者に請求し、契約者は翌月 日までに次のいずれかの方法により支払います。

自動口座引落とし

現金払い

銀行・金庫 組合・農協		支店	郵便局	口座名義人	
1 普	口座名義人		記号		
2 当	口座番号		番号		

(1) 領収書の発行

事業者は、契約者から契約者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(2) その他

サービスの実施に必要な契約者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

病院名、主治医	
電話番号	
住所	

緊急連絡先	
電話番号	
住所	

介護支援事業所	
電話番号	
住所	

8. 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者 松本 知子・小柳 幸枝 ご利用時間 毎日午前8:30時～午後17:15時 ご利用方法 電話 093-222-2888
----------------	--

★公的機関においても、次の期間において苦情申し出ができます。

芦屋町役場 福祉課高齢者支援 係	所在地 〒 807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2-20 電話番号 093-223-3536 FAX 093-222-2010 対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分
遠賀町役場 福祉課高齢者支援 係	所在地 〒 811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 電話番号 093-293-1234 FAX 093-293-0806 対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分
水巻町役場 福祉課高齢者支援 係	所在地 〒 807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号 電話番号 093-201-4321 FAX 093-201-4423 対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分
岡垣町役場 長寿あんしん課長 寿支援係	所在地 〒 811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号 電話番号 093-282-1211 FAX 093-282-4600 対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分
若松区役所 保健福祉課高齢 者・障害者相談係	所在地 〒 808-8510 北九州市若松区港町1丁目1番1号 電話番号 093-761-3078 FAX 093-751-1753 対応時間 平日午前8時30分～午後5時
八幡西区役所 保健福祉課高齢 者・障害者相談係	所在地 〒 806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティー5階 電話番号 093-642-1442 FAX 093-622-6463

	対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時
福岡県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 〒 812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
福岡県介護保険広域 連合（遠賀支部）	所在地 〒 811-4303 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 電話番号 093-291-5266 FAX 093-291-5281 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

9. 事故発生時の対応

- * 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- * 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。
- * 訪問介護により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 会 社	(契約者) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (取扱代理店) (株)福祉保険サービス (引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社
保 険 内 容	社 協 の 保 険

10. 虐待防止及び身体拘束適正化の推進

- * ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、対策を講じる委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果についてホームヘルパーに周知徹底を図ります。
- * 虐待防止のための指針を整備するとともに、ホームヘルパーに対し研修を実施する等の措置を講じます。

- * 訪問介護の提供にあたっては、ご利用者の身体拘束は行わない。ご利用者又はご家族、ホームヘルパーの生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合は、「利用者の身体拘束に伴う申請書」にご家族の同意を受けた時のみ、その条件の期間内にて身体拘束を行うことができるものとします。
- * 事業所は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- * 身体拘束の適正化のための指針を整備するとともに、ホームヘルパーに対し研修を実施する等の措置を講じます。

11. 衛生管理等

- * ホームヘルパーの清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- * 事業所における感染症が発生、又はまん延しないように対策を検討する委員会を開催するとともにその結果についてホームヘルパーに周知徹底を図ります。
- * 感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備するとともに研修及び訓練を実施いたします。

12. 業務継続計画の策定等

- * 感染症や非常災害の発生時において、訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- * ホームヘルパーに対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。

13 その他の事項

- * 災害等有事の際はすべての利用者を守る（避難させる）ことは困難なため、避難時の災害支援者等協力者を設定してください。

避難時の災害支援協力者	住所	電話番号

14 サービス利用にあたっての禁止及び中止事項

- * 訪問介護の提供時は、飲酒や喫煙はご遠慮下さい。
- * 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為がある場合はサービスを中止させていただきます。
- * パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為がある場合はサ

サービスを中止させていただきます。

- * サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に搭載する行為がある場合はサービスを中止させていただきます。

15. 事業者（本社）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 芦屋町社会福祉協議会
代表者名	会 長 鈴木 清吾
本社所在地	所在地 福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22
連絡先	電話番号 093-222-2866 FAX 093-222-3713

16. 第三者評価について

- * 第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者>

所在地 福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22

事業者名 社会福祉法人 芦屋町社会福祉協議会

代表者 会 長 鈴木 清吾 印
(指定番号 4074900020)

<説明者>

所 属 芦屋町社協ヘルパーステーション

氏 名 サービス提供責任者 小柳 幸枝 印・眞野 由美 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所 福岡県遠賀郡

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 (続柄) 印

サービスの内容

＜ 身体介護 ＞		＜ 生活援助 ＞		＜ 身体+生活 ＞	
① 起床介助	⑨ 体位交換	① 調理		身体介護と生活援助の組み合わせ	
② 就寝介助	⑩ 服薬管理	② 洗濯			
③ 排泄介助	⑪ 通院介助	③ 住居の掃除・整理整頓			
④ 衣服の着脱	⑫ デイ送り出し	④ 買い物			
⑤ 整容介助	⑬ 散歩	⑤ 薬の受け取り			
⑥ 清拭・洗髪	⑭ 買い者同行	⑥ 衣服の入れ替 (簡単な)			
⑦ 入浴介助	⑮ その他	⑦ その他			
⑧ 食事介助					

(利用票 ー基本料金・通常時間 ー (土・日・祭日を含む))

身体介護	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分以上(30分増すごとに)
	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	820円を追加
生活援助	45分未満	45分以上			
	1,970円	2,420円			
身体介護に続き	身体30分に生活援助20分以上45分未満 3,400円	身体30分に生活援助45分以上70分未満 4,110円	身体30分に生活援助70分以上 4,830円		
初回加算(新規)	月/2,000円	緊急時訪問介護加算	1回/1,000円		
生活機能向上連携加算	月/1,000円	介護職員処遇改善加算Ⅲ	厚生労働省が定める所定単位数(18.2%)		
特定事業所加算Ⅱ	通常単位に10%加算 (上記金額はすでに変更された金額です。)				

- ① 利用者の方からいただく利用者負担金は基本料金（料金表）の1割または、所得に応じて負担割合は変わります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額利用者負担となります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅介護支援計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ③ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、二人で訪問介護を提供した場合は、二人分の料金となります。
- ④ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に自ら訪問介護を行う場合又は同行訪問した場合の料金となります。
- ⑤ 緊急時訪問介護加算は、ご本人やその家族等からの要請をうけて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者または、その他の訪問介護等がケアプランにない訪問介護を行った場合の料金となります。
- ⑥ 生活機能向上連携加算は、指定訪問介護事業を利用されているお客様に対し、在宅における生活機能向上を図るため、訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が共同による訪問介護計画書を作成した場合の料金となります。
- ⑦ 令和6年6月1日から処遇改善等加算Ⅲの算定となります。
- ⑧ 特定事業所加算Ⅱは、下記の要件を満たした場合に算定となります。

<体制加算>

 - ・全てのヘルパー等に個別の研修計画を作成し、実施又は予定している。
 - ・利用者に関する情報の伝達、又は技術指導を目的とした会議を定期的で開催している。
 - ・サービス提供責任者はサービス提供前に利用者情報等の伝達を行い、サービス提供後に適時報告を受けている。
 - ・全てのヘルパーに対し、定期的に健康診断等を実施している。
 - ・緊急時等の対応方法を利用者にも明示している。

<人材要件>

 - ・ヘルパー等のうち介護福祉士が30%以上。
 - ・サービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士。